

国際交流基金にかかわる「業務上横領事件」の不起訴決定について

1. 業務上横領容疑で書類送検されたJR東労組元委員長・松崎明氏に対し、東京地検が昨年12月28日、嫌疑不十分で不起訴処分をしていたことが昨日明らかになった。すでに不起訴が確定していた他の3人と合わせ、被疑者全員が不起訴となり、この事件をめぐる「捜査」は終結した。当然の結末である。
2. 警視庁公安部公安2課は「東京駅事件」の不起訴が決定される前日の2005年3月15日、押収物のうち22点を警視庁内で再押収し、今回の事件の強制捜査を開始した。同年12月7日以降、4日間に及んだJR総連に対するものを含め24箇所を家宅搜索し、結成以来の全会計資料と大会、中央委員会の資料・議事録の全てを含む2,197点(押収品目録点数)の組合財産を押収した。それ以来、沖縄やハワイにまで捜査員を派遣し金融機関に照会をかけて松崎氏を中心に関係する組織・個人の預金取引記録をしらみつぶしに調べるなど、徹底的な捜査が行われた。その結末が、嫌疑不十分での不起訴である。「預かっていた松崎氏個人の金の一部を返済したに過ぎず、犯罪など存在しない」というJR総連の当初からの主張が完璧に証明されたということであろう。
3. 振り返れば、2002年11月の浦和電車区事件による組合員7人の逮捕に始まり、東京駅事件(「暴力行為」容疑、03~05年)、ピラ配布事件(「住居侵入」容疑、03~04年)、今回不起訴となった国際交流基金事件(「業務上横領」容疑、05年~07年)、そして福祉事業協会事件(同、07年~)に至る警視庁公安部公安2課の捜査が行われた。これに07年の愛知県警公安部による蒲郡駅事件(「窃盗」容疑、07年~)の捜査を加えるとJR総連に対する「犯罪捜査」はわずか5年余りの間に6件に達する。それぞれ異なる容疑で行われたこれら一連の捜査で被疑者は延べ29人、逮捕者は7人、勾留日数は2,408日、家宅搜索は180箇所、押収物は5,738点である。そして、今回を含め既にこのうちの3件が不起訴となり、他の1件はすでに公訴時効が成立している。
4. 一労組に対し、これだけ集中して「犯罪捜査」が行われ、しかもそれを検察が相次いで不起訴にしている事態は尋常でない。この異常な捜査を支えたのは、公安当局が流した「革マル派の浸透」説であった。警視庁公安部は1997年に作成した秘密捜査資料で、あやふやな根拠からの推測を元にこの説を打ち出し、それ以来、警察庁の広報誌などが宣伝を行い、歴代の警察庁警備局長が繰り返し国会で答弁し、内閣が答弁書に書き、捜査資料の提供を受けた週刊誌記者が執拗に報道し、JR連合や国労がこれに唱和してきた。しかしその根拠はこれまで一度たりとも明らかにされたことはない。
5. 市場競争最優先の新自由主義改革を進める歴代政府にとって、企業にも政府にも従属せず、安全、平和など独自の価値観をもって活動する自立した労働組合ほど目障りな存在はない。だから公安当局は、「過激派の浸透した危険な労働組合である」との情報操作を背景に、次々と「犯罪」をでっちあげ、JR総連への不当な攻撃を重ねてきたのである。
6. 今回の不起訴処分は、心ある多くの人とともに進めてきた反撃のひとつの成果である。JR総連はさらに協力の輪を広げ、浦和電車区事件の逆転無罪をかちとり、政府の気に入らない団体や個人を社会から排除するこの危険な動きを封じるため、全力で奮闘する。

2008年1月8日

全日本鉄道労働組合総連合会 (JR総連)